

視点

特別支援教育が始まりました

香野 毅



平成十九年度は特別支援教育が本格的にスタートした年となりました。特別支援教育とは、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する」とい

う視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」と定義づけられます。主な柱は、従来の盲・聾・養護学校を地域の実態に応じて特別支援学校に改変していくこと、特別支援学校教員免許状を設けること、小中学校等において特別支援教育を推進していくことの三つになります。

幼稚園においては、この三つめの特別支援教育の推進が大きく関わってきます。特別支援教育に関する文書の多くは、「小中学校等」という

表現が多く用いられており、ここには当然ながら幼稚園が含まれていません。ある答申においても、「障害のある子どもへの対応については、幼児段階での早期発見・早期療育が重要であることから、幼稚園及び保育所との連携を考慮しながら、幼児段階における特別支援教育の推進のあり方について検討が必要である」（一部抜粋）と述べられています。幼稚園もまた、特別支援教育の推進において、重要な役割を担っているのです。

それでは特別支援教育の対象となるのはどのような子どもたちなのでしょう。上述のように「障害のある子ども」という表現でその対象が示されています。では障害とはなんでしょうか？ これまでには障害といえは肢体不自由や視覚障害、聴覚障害、あるいは知的障害や自閉性障

害が連想されてきたでしょう。これらの障害のある子どもたちも対象になるわけですが、すでに障害児教育や特殊教育という名称のもとで教育が行なわれてきています。

特別支援教育への移行で、新たに注目され、その対象とされているのはADHD（注意欠陥・多動性症候群）やLD（学習障害）、高機能広汎性発達障害（高機能自閉性障害やアスペルガー障害を含む）などの発達障害と総称される障害のある子どもたちです。これらの発達障害の診断基準や詳細な特徴は述べませんが、それぞれ「落ち着きがない」「文章がうまく読めない」「友達関係がうまく築けない」などの特徴を持っています。ではこれらの特徴は、障害のある子どもたちに特有のことでしょうか？ 子どもたちに接している人なら誰もが「No!」と

答えるでしょう。誰しも多かれ少なかれあることです。さらにいえば不適切な養育（例えば、身体的虐待）にさらされた場合や一時的な情緒的な混乱、生活環境の変化などによっても同様の特徴が示される可能性について報告されています。もちろん程度や継続期間、頻度、場面には差があるでしょうし、それが診断を決定する主要な情報になります。

ここでお伝えしたいことは、発達障害のある子どもたちの持っている特徴というのは、実は障害のない子どもたちにとってもある部分では共通に見られるということなのです。誤解を恐れずにいえば、連続線上のわずかな差に過ぎないのです。私は特別支援教育とは、「すべてのお子さんたちに、そのニーズに応じて行なわれる教育である」と理解しています。決して、一部の障害のある子どもたちへの教育ではないと考えています。一人一人の個性、育ち、感性を大切に捉え、必要に応じて当たり前目の支援を行なうことが、共生社会を目指す我われの社会にふさわしい教育なのだと考えます。

（静岡大学教育学部准教授）

★認定こども園にかかる条例の状況

専任の子育て支援職員が必置に

認定基準のハードルは高く

北海道

平成十七年、北海道の地域性を踏まえた「北海道型総合施設」のあり方を検討する「北海道型総合施設推進プロジェクト会議」が幼稚園、保育所関係者、市町村担当者を委員とし設置され、総合施設の基本的な機能を堅持した五つのモデル例を道に答申しました。また、認定こども園の認定基準、指針案が提示された後、本道一千四百カ所のすべての幼稚園・保育所に道の認定基準作成への意見、開設への意向調査が行なわれました。

結果は関心の高さを示す九六・六%回答を得ました。同時期、関係団体との意見交換会、道六地区での説明会での質疑及びパブリックコメント(百二人)、それらを基に十八年十月十七日「北海道認定こども園の認定の基準に関する条例」が公布されました。

道独自の基準に①子育て支援事業

に従事する専任の職員を置かなければならない②建物及びその付属設備は同一敷地内または隣接する敷地内になければならない③障害のある子の積極的受け入れ④保育に関する相談指導について相当な知識と経験を有するものなど明記されたハードルは高いものになりました。

六月一日現在、基準をクリアした幼保連携型二園(公一・私幼二)、幼稚園型五園(私幼五)、保育所型一園(公一)、地方裁量型二園(株式一・個人二)の十園が認定されました。しかし、道のこども園認定の決定が遅く、事前PRにも規制があり、こども園、類型など保護者への周知が図れず利用者が予想より少なかったようです。

また、運営面において、ある幼稚園型施設では、預かり保育を実施していたので園児はある程度確保できたと、経理はこども園の冠がついた

ことよって幼稚園と保育所を別会計で処理することになりました。保育所(長時間保育児)の収入で経費を賄うことになり、もし赤字になったら学園からではなく個人的寄付金等で処理することになります。同様に幼保連携型でも保育所児に運営費が公布されますが認定保育所児定員による保育単位ではなく、幼稚園と保育所の定員合計の保育単価が低くなります。スタートして金銭的悩みが現実化したようです。

道認定こども園所管、子ども未来推進局へ六月二十九日までに子育て支援事業実施報告、子ども、職員数などの「運営状況報告書」が提出されることになっています。実践的運営報告書を参酌し、国同様、北海道も五年後に基準に関する条例の見直しを行なうことになっています。

北海道私立幼稚園協会副会長、総合施設検討特別委員会委員長、旭川市・旭川あゆみ幼稚園/川島教孝)

全日私幼連 設置者園長全国研修大会へ愛知で

第二十三回全日私幼連設置者・園長全国研修大会は、来る十一月十九日(月)・二十日(火)の二日間にわたって愛知県名古屋市のウエステイン名古屋キャッスルで、明日にむけて私立幼稚園への振興を考える大会テーマに開催されます。開催されます。詳しくは、各都道府県私立幼稚園団体事務局を通して配布いたします開催要項をご覧ください。

★認定こども園にかかる条例の状況

公立一園私立三園が運営はじめる

政令市・横浜市・川崎市では独自の制度設計

神奈川県

認定こども園については、昨年十二月二十八日に認定基準に係る条例及び要綱が施行され、その後、事業者への説明会、認定等検討委員会（幼保代表者、学識経験者、保護者代表等で構成）を経て本県としての制度がスタートしました。県内では四月一日から箱根町（町立）が一園、民間（私立）が三園認定を受け運営を開始しました。三園はすべて横浜市内の私立幼稚園です。県の調査結果によると、今後、約一割の幼稚園が認定を受けたいとの意向があるとのことです。

さて、幼稚園が認定を受けようとするときの認定基準上の大きなポイントには次の通りです。

①〇～二歳児の受け入れを視野に入れた場合は、調理室など設備面での投資や調理師、保育士の確保、三歳未満児の指導にあたっての準備が必要となる。

②これまでの幼稚園経営の延長で可能と考えられる三歳から五歳を対象とした場合、共働き家庭の子どもなどいわゆる「家庭保育に欠ける子」の受け入れ義務があるため、開園日数や開園時間を長くしなければならぬ場合があり、職員配置や研修時間の確保にこれまで以上の配慮が求められる。

③一方、理想とする教育のために幼稚園の修業年限に加えてその前後を含めた一貫した教育を提供しようとする場合、認定こども園制度の活用により、その実現の機会ができることも考える。

④認定こども園制度の開始に伴い、県は学校法人による認定外保育施設の設置を認めるなどの緩和措置をとった。

⑤学校法人立の保育所に厚労省からの施設整備費等の補助が出るほか、税制上の優遇措置もとれるようにした。

⑥さらに、認定こども園の名称独占や県広報でアピールできることも法律上規定した。

など今後この制度が地域社会のニーズに対応できる選択肢として着実な定義を促す方策を求めていくことが県の方針のようです。

ところで神奈川県には政令指定都市（横浜市、川崎市）があります。横浜市は独自の助成制度「横浜市認定こども園整備事業」を活用し、既存の幼稚園を改修、増築等して認可保育所を新たに整備し、併せて認定こども園として県の認定を受けています。

また川崎市は公立幼稚園を廃止（平成十五年度）し、一部教育相談などとして残した施設を今後、認定こども園にしたい意向をもっているようです。

そのほか、県内いくつかの市町立

変わる保育・変わる保育者の役割

生きる力を育てる保育

新時代の保育者のバイブル!

- ★事例が具体的だから読みやすい!
- ★Q&A形式で理解しやすい!
- ★さらに詳しい情報も満載!

【いのち・かわり・まなび】
3冊セット・ケース入り
A5判・各巻92ページ
定価2,900円(税込み)
柴崎正行・青木久子・
岩崎婉子・平山許江共著



世界文化社

〒102-8187 東京都千代田区九段北 4-2-29

☎03-3262-5128 (営業部)

の公立幼稚園や保育所を認定こども園に移行したいという構想が持ち上がっていますが、財政が厳しい時の

逃げ道の一つとして認定こども園が活用されるのは、いかがなものかと考えます。いずれにしろ、県は認定

を希望する園が増えるような条件整備(財源措置を含む)について今後も研究したいと考えているようです。
(神奈川県私立幼稚園連合会会長、横浜市・初音丘幼稚園/渡邊真一)

★認定こども園にかかる条例の状況

国の指針に沿った条例を施行

公立幼・保の統廃合に伴う認定に不安も

広島県

広島県でも昨年の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の成立に

の保育所を統合して、来年四月に公立認定こども園が新設開所する計画になっています。

千二百円が必要・予定)を現行の公立幼稚園保育料(六千七百円)と横並びとするなど保育料の公私間格差、あるいは通園バスの運行が計画されるなど、少なからず影響が出ることは明らかであり、私立幼稚園としては今後、競合する地域での認定こども園の設置も考えられることから、市の動向から目が離せない状況です。

に基づき、九月県議会での審議を経て、十月に条例が公布施行され、本年四月一日付で五園が認定されました。条例は認定こども園の国の指針(平成十八年八月四日告示)と内容は変わっていませんので、幼保連携型の場合の財政上の特例もそのまま生かされています。実際に、認定された「認定こども園」は幼保連携型が四園、保育所型が一園です。各施設の概要は表の通りです。

また、公立幼稚園十八園(内三園休園)と公立保育所十八所を抱える同市では、昨年十月に、行財政改革、並びに子どもたちの育成・教育環境の改善を目的に、「公立幼稚園・保育所適正配置等検討懇話会」を開催し、本年三月の同懇話会からの答申(三月)を受け、公立幼稚園・保育所の統廃合に伴う認定こども園の設置が計画・実施されようとしています。

このような公立幼稚園・保育所の統廃合に伴う認定こども園の設置は例え、私立幼稚園と競合しない地域であっても、今回の認定こども園短時間利用児保育料(別途、給食費三

一方、日本一市町村合併の進んだ広島県では、合併に伴い、幼稚園・保育所の統廃合が進められています。その一例として、三原市では一市三町合併前の旧町内にあった五つ

このような公立幼稚園・保育所の統廃合に伴う認定こども園の設置は例え、私立幼稚園と競合しない地域であっても、今回の認定こども園短時間利用児保育料(別途、給食費三

なお、広島県の認定こども園にかかる条例、各種申請書・報告書書式、現在認定されている「認定こども園」については県のホームページをご覧ください。
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1169536647812/index.html>
(広島県私立幼稚園連盟広報委員長、三原市・月見幼稚園/亀山啓司)

No	設置者	施設種別	区分	定員(人)			
				幼稚園		保育所	
				満3歳未満	満3歳以上	満3歳未満	満3歳以上
1	社会福祉法人	幼保連携型	①	—	135	235	
			②	—	50	—	
2	学校法人	幼保連携型	①	—	9	20	
			②	—	200	—	
3	学校法人&社会福祉法人	幼保連携型	①	—	12	26	
			②	—	235	—	
4	学校法人&社会福祉法人	幼保連携型	①	—	21	49	
			②	—	310	—	
5	市長(公立)	保育所型	①	—	15	45	
			②	—	—	30	

※区分
①保育に欠ける
②保育に欠けない

★私立幼稚園の自己点検・自己評価

既存のチェック項目を参考に

各園独自のオリジナルリストを

田中 雅道 勸全日私幼研究機構副理事長

六月に学校教育法が改正され、幼稚園教育の評価に関しては、学校教育法第四十二条「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。」を準用することによって幼稚園においても教育活動、その他の運営状況について評価を行なわなければならないことが法的に規定されました。

「ステップ1」教職員の自己点検・自己評価

六月に学校教育法が改正され、幼稚園教育の評価に関しては、学校教育法第四十二条「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。」を準用することによって幼稚園においても教育活動、その他の運営状況について評価を行なわなければならないことが法的に規定されました。

「私立幼稚園の自己評価と解説」などの本を参考にしていたが、各園が独自に一年の保育を振り返るためのリストを作成することが重要だと考えています。私立幼稚園の場合、各園によって重要と考えていることはそれぞれ異なっており、一律の指標で評価することはなじみません。あくまでも各園の独自性を尊重したチェックリスト表が作成されることが大切です。

このような動きに対して、勸全日本私立幼稚園幼児教育研究機構では自己評価プロジェクト委員会を設置し、私立幼稚園としての自己評価のあり方について検討を重ねてきました。この委員会では私立幼稚園の自

己評価を次のように考えています。

「ステップ1」教職員の自己点検・自己評価

その項目数・内容については別段規定する必要はないと考えています。本のすべての項目をチェックしようとするれば、最初は新鮮ですが、

時の経過とともに何を大切と考えて

保育に取り組んでいるかといった視点が脱落し、単純に評価リストをチェックするという作業だけになってしまふと思います。今年度の目標・重点チェック項目など、それぞれの幼稚園の独自性が保証される範囲内で評価を行なうべきだと考えています。また、各教職員が行なう自己評価については、保育を振り返るといった視点で、記述方式での記録がないのではないのでしょうか。

段階を設けて評価することもその園独自の取組として否定されるものではありませんが、保育を通して教員の資質向上に役立つ評価であってほしいと考えています。

「ステップ2」設置者・園長の自己点検・評価

私立幼稚園は保護者に支持されて

その基盤が成り立っています。従来から、年度末に一年の保育を振り返って、「その年の問題点はないか」「どういった方向性を次年度以降打ち出していくか」などを積み重ねて、現在の信用を獲得してきました。

この作業が自己点検・自己評価であり、その意味ではいままら言われなくても、すでに設立のときから実施してきたのだという考えが成り立つと思っています。

一方、遊具の安全確認・建物の保守点検など教育内容でない分野で、日々点検・評価をしておかなければならない重要な事項も増えてきました。「私立幼稚園の自己評価と解説」などの文献を参考にしていたが、法的にしなければならぬことについては十分な取組が必要になってくると思っています。

以上のような手続を何らかの形で文章化して保存しておくことが、私立幼稚園の自己評価手続と考えることができます。

ステップ3以降は次回で。

ステップ3以降は次回で。

ステップ3以降は次回で。

★研究研修委員会の取り組み

平成二十二年 教育研究課題は十二の主題を予定

中央の十年研は役割終える

研究研修委員会が、現在取り組んでいるものは、主として二つあります。そのひとつは、平成二十一年度の教育研究課題の作成です。

検討中です。七月中には、平成二十一年度の、具体的な「教育研究課題」が発表できる予定です。

これまでも、教育研究課題は、各都道府県ごとの私幼団体等が主催する研修会や地区で実施されている全日私幼連地区教研大会などで、研修を進めるための核となるものとして活用されてきました。二年ごとに見直しながら、今日的な課題を適宜反映させながら作成してきました。

研究研修委員会で全面的に取り組んでいるもうひとつの仕事は、平成十九年度「十年経験者研修会」です。先の法改正で教員免許更新制の導入も行なわれ、十年ごとの免許更新が制度化されます。そこで、十年経験者の研修のあり方を、私立幼稚園でも考え直さなければならぬとなりました。ここ数年、全日私幼連で「十年経験者研修」のあり方を研究し、先行的に研修会を実施してきました。それは、これらを、今後各地区でひとつのモデルとしていただき、私立幼稚園が一体となつて行う「十年経験者研修」につなげていくねらいがあります。

そのため、十年経験の先生ばかりでなく、全都道府県の私幼団体の教育研究代表者にも参加いただき、今後の見直し等について考え合う会にしたいと、計画を進めています。さらに、免許更新にかかる研修については、文科省等の動きも見ながら、全日私幼連の幼児教育研究機構

が主体性を持ちながら、どのようにかかわることができるのかを探りつつ、現実的に対応できるようにしていくことを委員会で確認しました。以上の取り組みに加えて、委員会の重要な検討事項として継続して行なうこともあります。私幼の教職員に「研修履歴」をいかに記録・保存していくかという問題です。研修を受けつ放しにすることなく、一人ひとりの研修をキャリアとして大切に記録し免許更新などに位置づけていくための方法の検討です。

(勸)研究研修副委員長・黒田秀樹

来年度から二年間継続していく新たな教育研究課題については、学校教育法の改正や認定こども園、幼稚園教育要領の改訂など、幼稚園教育をめぐる変化も踏まえた「全体テーマ」と「課題」を作成するため研究研修委員全員で、最終案提示に向け懸命に努力しています。基本案として、全十二主題の教育研究課題と各地区の独自の課題を合わせたものを

今年度の「十年経験者研修会」については、二日間の日程で、最後のモデル研修会として行ないます。

主な会合予定

◎研修会・会議		
7月25日	平成19年度PTA委員総会	東京・グランドヒル市ヶ谷
8月27日・28日	財10年経験者研修会	東京・私学会館
9月21日	102条園代表者会議	東京・私学会館
9月26日・27日	第21回地方自治体 対策協議会	香川・全日空ホテル クレメント高松
11月19日・20日	第23回設置者・園長 全国研修大会	愛知・ウエスティン 名古屋キャッスル
11月28日	第22回PTA全国大会	東京・赤坂プリンスホテル
1月28日・29日	財全国研究研修 担当者会議	京都・京都 ガーデンパレス

◎地区教研大会

北海道地区	8月9・10日	北海道・札幌市 *ブロックごとに開催予定
東北地区	10月19・20日	秋田県・秋田市
関東地区	8月21・22日	茨城県・つくば市
東京地区	7月24・25日	東京都・千代田区
東海北陸地区	7月26・27日	岐阜県・岐阜市
近畿・大阪地区	8月23・24日	兵庫県・神戸市
中国地区	8月22・23日	島根県・松江市
四国地区	8月20・21日	徳島県・徳島市
九州地区	8月21・22日	大分県・大分市

●教育改革関連三法が成立

幼稚園が学校種の規定順の先頭に

教員免許更新制、平成二十一年度から

六月二十日、参議院本会議において、教育改革関連三法（学校教育法、教育職員免許法及び教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の改正法案が可決・成立しました。

学校教育法の改正では、学校種の規定順が改められ幼稚園が最初に規定されることとなり、本連合会の運動が実を結びました。また、副園長、主幹教諭等の新しい役職の設置、学校評価及び情報提供に関する規定等が定められました。教育職員免許法の関係では、十年間の有効期間を定めた教員免許更新制が平成二十一年度から導入されることが規定され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会の責任体制の明確化、私立学校に関する教育行政等が規定されました。

今後、関連の施行令、施行規則等が整備され、免許更新の具体的な方

法等が規定されていく見通しです。

なお、教育改革関連三法の施行日は、項目により、公布日から六カ月以内、平成二十年四月一日、平成二十一年四月一日となっています。

改正の概要は、本誌十、十五ページに掲載しました。詳細につきましては文部科学省のホームページをご覧ください。

自民党・一五五の約束

重点施策まとめ

自由民主党は、「美しい国、日本」に向けた一五五の約束「自民党重点施策二〇〇七」美しい国をめざして」をとりまとめ公表しました。約束・施策にはそれぞれ「幼児教育の無償化」が次のとおり盛り込まれました。

★自民党「美しい国、日本」に向けた一五五の約束／1美しい国の礎を

ニユースのひろば

築く／教育を再生する／005 幼児教育無償化の検討と教育費負担の軽減

「幼児教育重視の国家戦略」を展開し、幼稚園・保育所・認定こども園の教育機能を充実する。また、「幼児教育の無償化」を目指すとともに、奨学金事業の一層の充実に努め保護者負担の軽減を図る。

★自民党重点施策二〇〇七／美しい国をめざして／1美しい国の礎を築く／(二)教育を再生する／1日本の未来を切り拓く教育再生推進

⑥幼児教育無償化に向けた取り組みの推進／幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。全ての子どもが力強く生きる力を幼児期から育成するために、幼稚園等の施設、家庭、地域社会の三者の連携を強化し、「幼児教育重視の国家戦略」を展開します。幼稚園・保育所・認定こども園の教育機能の一層の充実を図り、「幼児教育の無償化」を目指し、保護者負担を軽減します。また、就学前の多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、昨年創設された「認定こ

ども園」制度の活用を促進します。

⑧特色ある私学教育の振興／私立学校は、独自の建学の精神に基づく自主的な教育を展開し、わが国の教育の向上に重要な役割を果たしています。私立学校の一層の振興を図り、私学助成の充実に努めます。また、多様な教育を展開する専修学校や各種学校の振興に努めます。

⑨教育費負担の軽減／学生の自立を促し、経済的理由により勉学の機会を失わないようにするため、奨学金事業の一層の充実に努めます。また、幼児教育の無償化の検討などを通じ、家庭の教育費負担の軽減を図ります。

経済財政改革の基本方針二〇〇七

「幼児教育の無償化」盛られる

六月十九日（火）、政府は「経済財政改革の基本方針二〇〇七」美しい国へのシナリオ」を閣議決定しました。今まで毎年策定されてきたいわゆる骨太の方針にあたるもので、今回、名称が改められました。昨年

都道府県別にみた合計特殊出生率

都道府県	平成18年	平成17年
全 国	1.32	1.26
北海道	1.18	1.15
青 森	1.31	1.29
岩 手	1.39	1.41
宮 城	1.25	1.24
秋 田	1.34	1.34
山 形	1.45	1.45
福 島	1.49	1.49
茨 城	1.35	1.32
栃 木	1.40	1.40
群 馬	1.36	1.39
埼 玉	1.24	1.22
千 葉	1.23	1.22
東 京	1.02	1.00
神 奈 川	1.23	1.19
新 潟	1.37	1.34
富 山	1.34	1.37
石 川	1.36	1.35
福 井	1.50	1.50
山 梨	1.34	1.38
長 野	1.44	1.46
岐 阜	1.35	1.37
静 岡	1.39	1.39
愛 知	1.36	1.34
三 重	1.35	1.36
滋 賀	1.41	1.39
京 都	1.19	1.18
大 阪	1.22	1.21
兵 庫	1.28	1.25
奈 良	1.22	1.19
和 歌 山	1.34	1.32
鳥 取	1.51	1.47
島 根	1.53	1.50
岡 山	1.40	1.37
広 島	1.37	1.34
山 口	1.40	1.38
徳 島	1.31	1.26
香 川	1.42	1.43
愛 媛	1.37	1.35
高 知	1.33	1.32
富 田	1.30	1.26
佐 賀	1.50	1.48
長 崎	1.49	1.45
熊 本	1.50	1.46
大 分	1.45	1.40
宮 崎	1.55	1.48
鹿 児 島	1.51	1.49
沖 縄	1.74	1.72

注：分母に用いた人口は、平成18年は、全国は各歳別日本人人口、都道府県は5歳階級別総人口。平成17年は、全国は各歳別日本人人口、都道府県は5歳階級別日本人人口。

育の充実、科学的知見の積極的な情報
 育の推進、家庭教育支援や育児相談
 育の取れた人間形成／③親の学びと
 育てを応援する社会
 育の充実、科学的知見の積極的な情報
 育の推進、家庭教育支援や育児相談
 育の取れた人間形成／③親の学びと
 育てを応援する社会

地方教育費調査
 文部科学省は、平成十七会計年度の
 地方教育費調査の中間報告を公表
 しました。公立幼稚園の園児一人あ
 たり教育費は、六十九万八千六百六

円で、前年度より六千九百二十八円
 (対前年一・〇%減)減額。都道府
 県ごとの一覧は、九ページに掲載し
 ました。
 ●合計特殊出生率1・32
 厚生労働省は、平成十八年の人口
 動態統計(概数)を発表しました。
 それによると、合計特殊出生率は前
 年の一・二六を上回り、平成十四年
 と同率の一・三二となりました。
 出生数は百九万二千六百六十二人
 で前年より三万三千三百三十二人減
 少。婚姻件数は七十三万九百七十三組で前
 年より一万六千七百八組減少しまし
 ました。平均初婚年齢は夫三〇・〇歳、
 妻二八・二歳となり、それぞれ前年
 より上昇しました。

経済財政改革の基本方針二〇〇七
 ～美しい国へのシナリオ

提供、幼児教育の将来の無償化の検
 討など幼児教育の充実、保護者に対
 する啓発活動による有害情報対策。
 第4章持続的で安心できる社会の実
 現／6多様なライフスタイルを支え
 る環境整備
 幼児教育の将来の無償化につい
 て、歳入改革にあわせて財源、制度
 等の問題を総合的に検討しつつ、当
 面、就学前教育についての保護者負
 担の軽減策を充実するなど、幼児教
 育の振興を図る。

現／2教育再生／(2)心と体の調
 現／2教育再生／(2)心と体の調
 現／2教育再生／(2)心と体の調
 現／2教育再生／(2)心と体の調

**園の安全を
考える!**



園生活編



労務編

資料CD-ROM付
(for Windows)

園経営で予想されるあらゆるリスクに対応し、お答えします

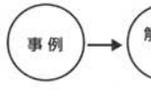
こんなときどうする?

子どもたちが安全で幸せな園生活をおくるための危機管理ブック

弁護士解説付き わかりやすい内容!



事例



解決
の流れ



弁護士の
解説



資料

セット定価：13,650円(本体13,000円) ケース入り 16-11223
 セット内容：〈園生活編〉B5判 328ページ/〈労務編〉B5判 92ページ
 〈資料CD-ROM〉for Windows

◎お申し込みは貴園にお伺いしています小社特約代理店
 もしくは学研幼児教育事業部 03-3726-8711まで



平成19年度 経常費単価・一覧表(当初予算)

平成19年6月18日現在

公立幼稚園・園児1人あたり教育費

(単位:円)

都道府県名	単価
北海道	168,212
東北	
青森	160,652
岩手	158,452
宮城	153,355
秋田	160,813
山形	160,652
福島	167,503
関東	
茨城	180,481
栃木	172,200
群馬	189,296
埼玉	165,192
千葉	160,652
新潟	176,303
山梨	158,194
東京	159,799
神奈川	131,373
東海北陸	
富山	174,131
石川	180,162
福井	175,041
長野	163,157
岐阜	179,973
静岡	171,152
愛知	158,036
三重	162,589
滋賀	166,000
近畿	
京都	185,073
兵庫	178,330
奈良	171,000
和歌山	172,430
大阪	160,652
中国	
鳥取	167,963
島根	157,919
岡山	165,812
広島	178,860
山口	184,000
四国	
徳島	未定
香川	160,764
愛媛	156,575
高知	160,652
九州	
福岡	未定
佐賀	未定
長崎	162,533
熊本	162,530
大分	未定
宮崎	未定
鹿児島	163,799
沖縄	168,268
財政措置額	160,652

都道府県名	平成15会計年度	平成16会計年度	平成17会計年度	対前年度比増▲減%
全国平均	705,766	705,534	698,606	▲ 1.0
北海道	829,544	880,504	937,502	▲ 13.0
東北				
青森	1,022,046	1,047,590	1,090,000	6.6
岩手	780,731	772,633	839,041	7.5
宮城	740,858	815,805	753,408	1.7
秋田	793,389	923,420	763,665	▲ 3.7
山形	730,398	739,627	796,162	9.0
福島	651,146	655,998	603,109	▲ 7.4
茨城	701,866	717,032	665,103	▲ 5.2
栃木	863,612	1,203,920	693,073	▲ 19.7
群馬	786,293	720,058	870,009	10.6
埼玉	570,876	564,940	610,101	6.9
千葉	621,311	676,049	637,496	2.6
新潟	821,537	835,614	820,770	▲ 0.1
山梨	498,845	538,154	627,421	25.8
東京	884,594	857,629	892,632	0.9
神奈川	691,317	642,793	653,579	▲ 5.5
東海北陸				
富山	839,841	1,089,029	1,094,026	30.3
石川	737,058	803,181	797,882	8.3
福井	691,567	650,534	667,745	▲ 3.4
長野	699,431	745,585	691,815	▲ 1.1
岐阜	660,379	704,966	732,924	11.0
静岡	614,347	651,589	599,361	▲ 2.4
愛知	584,833	579,238	605,427	3.5
三重	800,402	808,867	753,747	▲ 5.8
滋賀	717,901	651,958	677,603	▲ 5.6
近畿				
京都	708,727	728,226	738,077	4.1
兵庫	739,087	712,153	678,078	▲ 8.3
奈良	709,781	748,989	722,544	1.8
和歌山	711,129	681,779	656,318	▲ 7.7
中国				
大阪	709,665	676,689	694,493	▲ 2.1
鳥取	1,085,793	1,053,163	1,008,947	▲ 7.1
島根	846,953	933,434	853,641	0.8
岡山	674,804	675,953	657,004	▲ 2.6
広島	781,595	806,861	804,190	2.9
山口	692,921	684,644	733,275	5.8
四国				
徳島	798,080	758,469	777,883	▲ 2.5
香川	635,316	688,841	703,106	10.7
愛媛	697,140	699,168	561,000	▲ 19.5
高知	791,378	783,069	728,007	▲ 8.0
九州				
福岡	699,252	617,291	588,258	▲ 15.9
佐賀	689,240	677,972	791,320	14.8
長崎	614,942	610,994	655,333	6.6
熊本	678,408	677,404	666,653	▲ 1.7
大分	881,516	811,003	805,289	▲ 8.6
宮崎	715,105	740,339	1,038,256	45.2
鹿児島	566,218	639,258	626,850	10.7
沖縄	543,946	510,345	541,869	▲ 0.4

注)金額は園児1人あたり年額(単価:円) / 当初予算・補正予算前分を含む
注)都道府県事務局からの報告による。平成19年6月18日現在、全日私幼連調べ

資料出所=文部科学省・地方教育費調査

幼児期から
児童期への教育



【新刊!】

幼児期から児童期への教育

国立教育政策研究所
教育課程研究センター/編
A5判 定価 本体600円(税別)

幼稚園及び保育所と小学校との連携を深めるために、国立教育政策研究所が研究を進め、具体的な実践事例を中心にわかりやすくまとめた指導資料集。

幼稚園における
道徳性の芽生えを
培うための事例集



幼稚園における 道徳性の芽生えを培うための事例集

文部科学省/編
A5判 定価 本体130円(税別)

乳幼児期における道徳性の発達について、配慮することの基本的な考え方と指導計画作成の手がかり、幼児の姿と教師の関わりなどについて述べた書。



ひかりのくに株式会社

本社/〒543-0001 大阪市天王寺区上本町3-2 TEL.06-6768-1151代表
支社/〒175-0082 東京都板橋区高島平6-1-1 TEL.03-3979-3111代表

●教育改革関連三法概要

◎学校教育法等の一部を改正する法律案〔第一条関係〕（抄）【幼稚園に関する主な規定】

（傍線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第一章 総則</p> <p>第一条 この法律で、学校とは、<u>幼稚園</u>、<u>小学校</u>、<u>中学校</u>、<u>高等学校</u>、<u>中等教育学校</u>、<u>特別支援学校</u>、<u>大学及び高等専門学校</u>とする。</p> <p>第三章 幼稚園</p> <p>第二十二條 <u>幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。</u></p> <p>第二十三條 <u>幼稚園における教育は、前条に規定する目的を實現するために、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</u></p> <p>一 健康、安全で<u>幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、</u>身体諸機能の調和的発達を図ること。</p> <p>二 <u>集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに</u>家族や身近な人への信頼感を深め、<u>自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。</u></p> <p>三 <u>身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。</u></p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条 この法律で、学校とは、<u>小学校</u>、<u>中学校</u>、<u>高等学校</u>、<u>中等教育学校</u>、<u>大学</u>、<u>高等専門学校</u>、<u>特別支援学校及び幼稚園</u>とする。</p> <p>【参考（現行学校教育法）】（以下、削除）</p> <p>第七章 幼稚園</p> <p>第七十七條 <u>幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。</u></p> <p>第七十八條 <u>幼稚園は、前条の目的を實現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。</u></p> <p>一 健康、安全で<u>幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、</u>身体諸機能の調和的発達を図ること。</p> <p>二 <u>園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。</u></p> <p>三 <u>身辺の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。</u></p>

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二條及び第二十三條の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

② 幼稚園には、前項に規定するもののほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

③ 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

④ 教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつ

四 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。

五 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

(新設)

第七十九条 幼稚園の保育内容に関する事項は、前二條の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

第八十条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第八十一条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

② 幼稚園には、前項のほか、養護教諭、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

③ 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

④ 教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつ

かさどる。

⑤ 教諭は、幼児の保育をつかさどる。

⑥ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第二十八条 第三十七条第五項及び第七項から第十二項まで並びに第四十

二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

かさどる。

⑤ 教諭は、幼児の保育をつかさどる。

⑥ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第八十二条 第二十八条第五項、第七項、第八項及び第十項から第十二項

まで並びに第三十四条の規定は、幼稚園に、これを準用する。

学校教育法等の改正

(1)各学校種の目的及び目標の見直し等

○改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直す。

(改正教育基本法を踏まえ、義務教育の目標に次の事項等を規定)

- ・規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度
- ・生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度
- ・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度

○学校種の規定順について、幼稚園を最初に規定する。

(現行)小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園
(改正案)幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

(2)副校長その他新しい職の設置

○学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、幼稚園、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という職を置くことができることとする。

(各職の職務内容)

- ・副校長:校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- ・主幹教諭:校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる
- ・指導教諭:児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う

(3)学校評価と情報提供に関する規定の整備

○学校は、学校評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図ることにより、教育水準の向上に努めることとする。

○学校は、保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(4)大学等の履修証明制度

社会人等を対象とした特別の課程(教育プログラム)を履修した者に対して大学等が証明書を交付できることとする。

(施行期日)

- ・(2)新しい職の設置・・・平成20年4月1日
- ・上記以外・・・公布の日から6月以内で政令で定める日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

(1) 教育委員会の責任体制の明確化

- 地方教育行政の基本理念を明記する。
- 合議制の教育委員会は、①基本的な方針の策定、②教育委員会規則の制定・改廃、③教育機関の設置・廃止、④職員の人事、⑤活動の点検・評価、⑥予算等に関する意見の申し出については自ら管理執行することを規定する。
- 教育委員会は学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行うこととする。

(2) 教育委員会の体制の充実

- 市町村は近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め教育行政の体制の整備・充実に努めることとする。
- 市町村教育委員会は指導主事を置くように努めることとする。
- 教育委員の責務を明確化し、国・都道府県が教育委員の研修等を進めることとする。

(3) 教育における地方分権の推進

- 教育委員の数を弾力化し、教育委員への保護者の選任を義務化する。
- 文化・スポーツの事務を首長が担当できるようにする。
- 県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うこととする。

(4) 教育における国の責任の果たし方

- 教育委員会の法令違反や怠りによって、緊急に生徒等の生命・身体を保護する必要が生じ、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は是正・改善の「指示」ができる旨の規定を設ける。
- 教育委員会の法令違反や怠りによって、生徒等の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかである場合、文部科学大臣は、講ずべき措置の内容を示して、地方自治法の「是正の要求」を行う旨の規定を設ける。
- 上記の「指示」や「是正の要求」を行った場合、文部科学大臣は、当該地方公共団体の長及び議会に対してその旨を通知する。

(5) 私立学校に関する教育行政

- 知事は、私立学校に関する事務について、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求めることができる旨の規定を設ける。

(施行期日) 平成20年4月1日

教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正

(1) 教員免許更新制の導入(教育職員免許法)

- 教員免許状の有効期間
 - ・普通免許状及び特別免許状に10年間の有効期間を定める。
- 有効期間の更新
 - ・免許状の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。
 - ・免許管理者は、免許状更新講習を修了した者等について、免許状の有効期間を更新する。
 - ・災害その他やむを得ない事由があると認められる場合には、有効期間を延長できる。
- 施行前に授与された免許状を有する者の取扱い
 - ・施行前に授与された免許状を有している教員等は、10年ごとに免許状更新講習を修了したことの確認を受けなければならない。
 - ・講習を修了できなかった者の免許状は、その効力を失う。

(2) 指導が不適切な教員の人事管理の厳格化(教育公務員特例法)

- 指導が不適切な教員の認定及び研修の実施等
 - ・任命権者は、教育や医学の専門家や保護者などの意見を聴いて、「指導が不適切な教員」の認定を行う。
 - ・任命権者は、指導が不適切と認定した教員に対し、研修を実施しなければならない。
 - ・指導改善研修中の教員は、免許状更新講習を受講できない。(教育職員免許法)
- 研修終了時の認定及び措置
 - ・任命権者は、研修終了時に、教育や医学の専門家や保護者などの意見を聴いて、指導の改善の状況について認定を行う。
 - ・任命権者は、研修終了時の認定において、指導が不適切であると認定した者に対して、免職その他の必要な措置を講ずる。

(3) 分限免職処分を受けた者の免許状の取扱い(教育職員免許法)

- ・教員が、勤務実績が良くない場合やその職に必要な適格性を欠く場合に該当するとして分限免職処分を受けたときは、その免許状は効力を失う。

(施行期日)

- ・教員免許更新制の導入・・・平成21年4月1日
- ・上記以外・・・平成20年4月1日

国立教育政策研究所における幼稚園教育関係事業

国立教育政策研究所教育課程研究センターでは、教育課程及び指導方法等の改善・充実等を図るため、研究指定校・地域指定事業による実践的な調査研究を実施しています。

平成十九年度の幼稚園を対象とした調査研究事業には、「教育課程研究指定校事業」及び「学力の把握に関する研究指定校事業」があります。

★教育課程研究指定校事業について
「教育課程研究指定校事業」は、幼

稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校における教育課程及び指導方法等について調査研究を行うことにより、学校教育の改善・充実に資することを目的としています。

研究主題①／幼児一人一人が集団とのかかわりの中で自己実現を図るための指導の在り方に関する研究

一人一人の幼児の発達は、同年代の幼児と教師が共に生活する中で促されていく。特に幼児が自分らしさを発揮し

ことは「生きる力」の基礎を培う上で重要である。このため、幼児一人一人が自己実現を図るための指導の在り方や幼児同士をつなぐ学級集団の在り方について研究する。

事業」は、幼稚園教育要領に定めるねらいの実現状況等について、実践的な調査研究を行い、今後の教育課程や幼稚園における指導の改善に資することを目的としています。この事業における幼稚園の研究主題は、次のとおりです。

◎幼稚園教育要領に定めるねらいの実現状況の把握に関する調査研究

幼稚園教育要領に定めるねらいの実現状況を調査し、今後の改善のために必要なデータの収集等を行う。

本事業は、各指定校が日常の保育の中で、幼児が生活や遊びを進める様子を観察調査によってとらえ、観察調査の結果及び教育課程、指導内容や方法を調査指導員とともに客観的にまとめることよって、幼稚園教育要領のねらいの実現状況を把握しようというものです。本事業の研究期間は、原則として二カ年です。

平成十九年度は三園が指定校として調査研究に取り組んでいます。

なお、これらの研究報告会を平成二十年二月十二日に予定しています。

(幼児教育課)

平成19年度 教育課程研究指定校事業指定校

【研究主題①】 幼児一人一人が集団とのかかわりの中で自己実現を図るための指導の在り方に関する研究

都道府県名	学校名	設置者	備考
東京都	荒川区立南千住第二幼稚園	公立	継続
福岡県	北九州市立八幡東幼稚園	公立	継続
東京都	駿河台大学第一幼稚園	私立	継続

【研究主題②】 幼児期における体験の多様性と関連性に配慮した指導の在り方に関する研究

都道府県名	学校名	設置者	備考
京都府	京都市立開智幼稚園	公立	新規
青森県	青森中央短大附属第一幼稚園	私立	新規
広島県	広島大学附属幼稚園	国立	新規

平成18・19年度 学力の把握に関する研究指定校事業指定校

都道府県名	学校名	設置者	備考
東京都	新宿区立東戸山幼稚園	公立	継続
徳島県	徳島市立千松幼稚園	公立	継続
奈良県	奈良文化女子短大附属幼稚園	私立	継続

合ったりなどして自己実現を図る

★学力の把握に関する研究指定校事業について

「学力の把握に関する研究指定校

●マラウイの幼児教育

The Warm Heart of Africa Malawi

Dziko la bwino la ntendere Malawi

(マラウイ語)

～子どものかわいさは同じ～



青年海外協力隊 中島 晴子



グローバル・ビュー

海外の幼児教育

私は今、アフリカの「マラウイ」という国で幼稚園の先生をしています。日本に住んでいる皆さんにはなじみの薄い国なので、少し「マラウイ」について紹介したいと思います。

マラウイは約四十年前にイギリスから独立した、日本の九州と北海道の面積を合わせたくらい小さな国です。海に面していませんが、国土の五分の一が湖という自然の多いの

国は、アフリカの「マラウイ」という国で幼稚園の先生をしています。日本に住んでいる皆さんにはなじみの薄い国なので、少し「マラウイ」について紹介したいと思います。

現在マラウイには、プライベートスクールとボランティア幼稚園の二種類があります。マラウイには保育に関する教育機関はなく、どちらの幼稚園の先生も小学校の授業スタイルを真似て、アルファベット、現地語、英語での自己紹介、数字、歌な

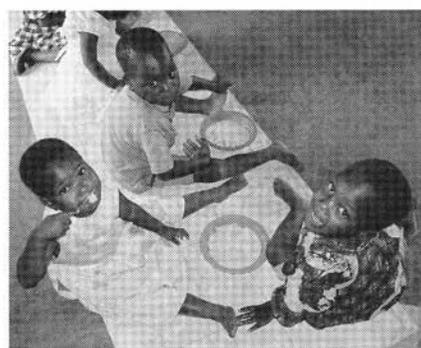
んびりとした国です。日本人がアフリカを想像すると、洋服も着ていない、槍を持って動物を食べて暮らしているといったイメージになりがちですが、それは一部の地域のみで、きちんと車も走っていますし、スーパーマーケットもあります。

マラウイ初の幼稚園はPreschool Centerとして、一九六六年に設立されました。それから約四十年間、他の援助団体と政府が幼児教育の方針を決めています。現状としては四十年前とほとんど変わっていないように感じられます。

どを教えています。ほとんどの幼稚園が教材もなく、多年齢ークラスで授業を行なっています。

●プライベートスクール

日本でいう私立幼稚園で、授業料は三カ月で六百KW（約五百円（地方））。ほぼ自給自足で生活しているマラウイの人たちにとっては、この授業料は大金であり、登園できるのは、限られた裕福な家の子どもや学校の先生の子どもだけです。



▲補助食（バラ）の時間

●ボランティア幼稚園

他国の援助で成り立っているところ、地域レベルで母親たちが保育しているところがあり、月謝はほとんど無料。保育者がボランティアのため、忙しいときは休園になることが

多々あります。子どもたちも気が向いたときに登園するため、百人が登園する日もあれば、十人以下の日もあります。

私はボランティア幼稚園で働いており、その一日の保育内容をご紹介します。

▼八時～九時・登園・自由あそび
▼九時～九時半・お片づけ・歌
▼九時半～十時・朝食（子どもたちが持参したとうもろこし・マンゴ・砂糖きびなど）
▼十時～十時半・年齢別クラス保育
▼十時半～十一時・補助食（とうもろこしの粉・砂糖・塩をお湯で煮込んだもの）
▼十一時～十一時半・外あそび・降園

今年からは先生たちも毎日来てくれるようになったので、年齢別の保育も行なえるようになりました。

他国の幼稚園の先生をして、どこの国でも幼児教育として大切なことは同じで、人として基本的なこと（ありがとうやごめんねをきちんと言うこと、相手の気持ちを考えられるようになること、約束事を守ること）を指導することが一番大切だと感じています。

(協力)文部科学省大臣官房国際課

千葉県からのおたより

小規模保育所も有効に活用



県花・ナノハナ

「認定こども園」について千葉県では、昨年八月から十月まで五回にわたり学識経験者や公私立の幼・保関係団体、行政関係者、公募委員計十五人から成る「認定こども園の認定基準検討委員会」が開催されました。その検討結果を受けて、県条例

可については、例外として認めることとなりました。これは、幼稚園が三歳以上児の待機児童受け入れのために小規模保育所を設置しこども園の認定を受けようとする場合、調理室の設置要件も不要となり、より取り組みやすくなるものです。

が十二月二十二日に公布、施行となりました。私立幼稚園が開設しやすい特徴としては、調理室の設置については、栄養の管理・指導や食育に配慮すること等を要件に満三歳以上児については外部搬入を認めて、加熱、保存のための調理機能を有する設備を備えることとしています。

また、次世代育成支援を推進する千葉県民会議の目標では、経常費補助金の拡大を決定、国からの財政措置額を下回らない状況を作りました。六月には幼児教育研究議員連盟会長本清秀雄氏が、自民党県連幹事長に就任しました。十一月開催予定の関東地区代表者協議会は、千葉県が担当で、「親が育つ子どもが育つ私立幼稚園」家庭の養育力・幼稚園の教育力」をテーマに、親育ての場としての私幼の役割を再認識したいと考えています。(全千葉県私立幼稚園連合会副会長、松戸市・東漸寺幼稚園園長鈴木悦郎)

また、保育所の認可においては認可定員の二割以上を三歳未満児とすることを原則としています。その地域において深刻な待機児童が発生し、三歳以上児の待機児童が恒常的に存在、市町村が必要としている場合、二十人未満の小規模保育所の認

四月から認定こども園がスタートし、全国で九十四園が認可されました。幼保一体化を目指すこの施設は、多くの人に注目されており、特に保護者にとっては魅力的なものにうつっているようです。しかし実際は、内容、方法ともに曖昧なままスタートしているのが実情です。特に、地方裁量型のこども園は、ほとんどが無認可の託児所がそのまま姿を変えたかたちとなっており、本県で、この型の園が一園認定されました。私立幼稚園にとっては、これまで無認可であった託児所が、保育所とは別に、あらたな競合施設となったことを意味します。

本県の人口動態によれば、少子化傾向はますます進んでおり、県の私立幼稚園の園児は昨年に比べ二百十人も減少しています。また、県内では今年大型倒産が二件ありました。景気回復の見込みもなく、補助金の増額は望めそうにありません。そこへ新たな競合施設を迎えることになり、私立幼稚園はますます厳しい立場に置かれることになりました。これまで培ってきた信頼と教育の質で対抗するほかにないとはいえ、なんとも厳しい状況です。

しかし、明るいニュースも一つあります。環境対策運動の一環として、私立幼稚園連合会と私立幼稚園PTA連合会が協力してアルミ缶を収集し、この一年間で八百キログラム収集しました。これを車いすと交換して老人福祉施設に寄贈することができ、大変喜んでいただきました。この運動を通じ、保護者ともいろいろな面で協力しあうことができ、有意義な運動であったと思います。今後もこのような運動を続けていきたいと思っています。

(高知県私立幼稚園連合会会長、高知市・若草幼稚園園長岡林通俊)



県花・ヤマモモ

無認可託児所が認定こども園に

高知県からのおたより

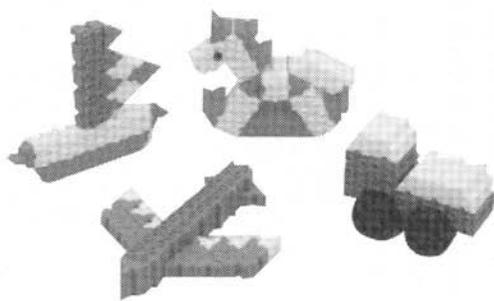
編集後記

「元気、勇氣、やる気！子どもって素晴らしい」をテーマに七月三日、東京で子育て支援フォーラムが開催されました。全国から多数の幼稚園関係者、保護者が参加しました。家庭や地域の教育力を取り戻すためには、どのような取り組みが必要なのか。幼児期の子どもにとって本当に必要な環境とは何か。たくさん意見が交されました◆教育、福祉、医療、さらに水と安全もタダ。日本人にはこんな感覚が充満しているのでは。年金問題も大きな政治の論点になっています。介護の問題も将来に不安を残します。親にとって子どもの存在感とは何でしょうか。自分の老後も含めた将来を、子どもに託すという考えは間違っているのか。古い考え方でしょうか◆認定こども園の状況について報告しています。思ったほど新設されていません。どうしてでしょうか◆間もなく夏休みです。真黒に日焼けした元気な園児の顔を楽しみに二学期に向ってください。

(調査広報委員・矢島輝二)

モルファンブロック

HDF0510 ¥35,700税込 (¥34,000税別)
 □サイズ: 収納ケース/幅48×奥行34×高さ35cm
 □材質: ポリプロピレン
 □内容: 6色7種・計600ピース入り/収納ケース付き
 □上下・左右・斜めに自由につなげるブロック!



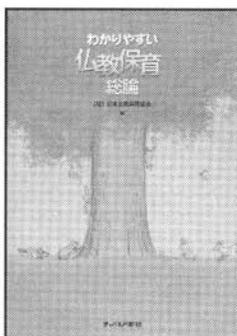
ジャクエツ

www.jakuetsu.co.jp

本社 0770-22-2200

★
 手先の器用さ・創造力・
 問題解決能力を開発します!

東京本社/03-3323-1188



わかりやすい 仏教保育総論 新刊

- (社)日本仏教保育協会 編
- 定価1,890円
(本体1,800円+税5%)
- B5判 160頁

発行・発売 **チャイルド本社**

日本仏教保育協会の編集による仏教保育の新しいテキスト。仏教保育の基本理念や仏教行事・教材の解説、保育者のこころがまえまで、幼稚園・保育園で必要となる知識や技術をコンパクトにまとめました。日常の保育に関するQ&Aも収録。仏教園に、必携の1冊です。

たくさんの夢と感動が生まれる保育絵本

絵本からたくさんのおどろきや話し合いが生まれるように編集しています。
 幼児の発達や保育のねらいに合わせてお選びください。

総合生活絵本

- キンダーブックじゅにあ 350円(本体333円)
- キンダーブック① 350円(本体333円)
- キンダーブック② 400円(本体381円)
- キンダーブック③ 410円(本体390円)
- がくしゅうおおぞら 420円(本体400円)

お話絵本

- ころころえほん 350円(本体333円)
- キンダーメルヘン 350円(本体333円)
- キンダーおはなしえほん 350円(本体333円)

科学絵本

- しぜんーキンダーブック 460円(本体438円)

保育応援マガジン

- Nocco 1,000円(本体952円)

キンダーブックの **フーベル館**

〒113-8611 東京都文京区本駒込6-14-9 TEL: (03)-5395-6608 FAX: (03)-5395-6626

http://www.froebel-kan.co.jp